

評議員による活動助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日本家族看護学会（以下、「本学会」という。）評議員（理事・監事を除く）による家族看護学の普及活動に対する助成事業の実施に関して必要な事項を定める。

(事業の助成と採択方針)

第2条 本事業は、本学会評議員が企画・運営する事業・活動で、広く家族看護に関心をもつ研究者、教育者、実践家を対象として実施する事業から採択する。

(助成金額)

第3条 助成金額は、年間総額 20 万円までとし、1 件あたり 10 万円を上限額とする。

(事業申請書の提出)

第4条 本事業に応募するものは、事業実施前に活動助成事業申請書（様式1、様式2。以下「事業申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

(採択事業の決定)

第5条 提出された事業申請書については、本学会将来構想委員会における議を経て、理事会において助成の可否、および助成金額を決定する。

(事業報告書の提出)

第6条 事業実施者は、事業終了後速やかに活動助成事業報告書（様式3、様式4。以下、「事業報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

(事務)

第7条 本事業に関する事務は、本学会庶務担当理事が行う。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。